

道路資産保有及び貸付状況（路線別）

分類	全国路線網(高速自動車国道)		66				
路線名	高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線	道路名	阪和自動車道	道路の種類	高速自動車国道	道路管理者	国土交通大臣
保有・貸付概要	延長	110	キロメートル	区間	①松原市別所から和歌山県有田郡有田川町天満まで ②御坊市野口から田辺市稲成町まで		
	うち供用延長	110	キロメートル				
	うち新設延長	(0)	キロメートル	重要な経過地	①堺市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、和歌山市、海南市 ② -		
	貸付先	西日本高速道路㈱					
	貸付期間	令和45年7月9日まで					
供用開始の区間及び年月日	松原～美原北（H1.3.29）、美原北～堺（H3.12.7）、堺～岸和田和泉（H5.9.25）、岸和田和泉～阪南（H2.3.29）、阪南～海南（S49.10.25）、海南～吉備（S59.3.28）、御坊～みなべ（H15.12.14）、みなべ～南紀田辺（H19.11.11）						
サービスエリア及びパーキングエリア	岸和田SA、紀ノ川SA、印南SA						

・延長の数値は、IC間を最小単位として、機構の保有資産が含まれている区間を全て合計したものの延長です。但し、「うち新設区間延長」の括弧内の数値は、既に機構が資産を保有している区間を含む、協定に基づき高速道路会社が新設を行う区間の総延長です。